

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):北海道

注)人頭制の20m³使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m ³ /月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m ³ 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況						
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
北海道	1206	釧路市	1206	釧路市	H17.10.11	8	1614	4297	1.9	1.7	合併後5年程度で段階的に釧路市の体系に統合するが、阿寒湖温泉地区で水道用途が営業用の利用者に対しては、別途段階的に補正。							
北海道	1666	阿寒町				8	1930	4070	0.7	1.0		1	1					
北海道	1669	音別町				8	1750	3850	0.8	1.0								
北海道	1220	士別市	1220	士別市	H17.9.1	8	1186	2986	1.0	1.0	新市において合併後3年以内を目標に再編する。(合併協議会)							
北海道	1466	朝日町				8	1080	2760	1.0	1.0		1	1					
北海道	1235	石狩市	1235	石狩市	H17.10.1	10	990	2197	1.8	1.5	合併時は、現行の2つの事業及び特別会計により実施する。(合併協議会HP)							
北海道	1305	厚田村				5	850	3550	1.1	1.0		1	1					
北海道	1306	浜益村				-	-	-	-	-								
北海道	1365	熊石町	1346	八雲町	H17.10.1	8	1260	3024	0.9	1.0	合併翌年度(H18.4.1)より統一							
北海道	1346	八雲町										1	1					
北海道	1554	生田原町	1555	遠軽町	H17.10.1	8	1596	3990	1.0	1.0	合併翌年度(H18.4.1)より統一							
北海道	1555	遠軽町										1	1					
北海道	1556	丸瀬布町																
北海道	1557	白滝村																
北海道	1368	瀬棚町	1371	せたな町	H17.9.1	8	1000	2680	1.1	1.0	合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。							
北海道	1369	北檜山町				10	1550	3145	1.0	1.0		1	1					
北海道	1366	大成町				8	1050	2250	0.8	1.0								
北海道	1335	上磯町	1236	北斗市	H18.2.1	10	1260	2625	1.1	1.0	合併後H22.4.1までは現行のままとし、H22.4.1から別の使用料で実施。							
北海道	1336	大野町				8	1120	2556	0.9	1.0		1	1 (H22)					
北海道	1643	幕別町	1643	幕別町	H18.2.6	10	1400	2807	1.0	1.0	旧忠類村は公共下水道事業未着手							
北海道	1640	忠類村																
北海道	1601	日高町	1601	日高町	H18.3.1	8	1207	3343	1.2	1.0	合併時に統一	1						
北海道	1603	門別町																
北海道	1233	伊達市	1233	伊達市	H18.3.1	8	1785	4635	1.4	1.3	最大でH27年度までは現行通りとし、その間に適切な料金体系を検討。(合併協議会)							
北海道	1574	大滝村				8	1149	2283	0.7	1.0		1	1					
北海道	1208	北見市	1208	北見市	H18.3.5	8	1066	2667	1.3	1.3	地域ごとの使用料とするが、新たな審議会のもと合併後3年を目標に再編する。(合併協議会HP)							
北海道	1548	端野町				10	1890	3780	1.0	1.0		1	1					
北海道	1551	留辺蘂町				8	1100	2902	1.1	1.0								
北海道	1553	常呂町				10	1575	3150	1.0	1.0								
北海道	1514	枝幸町	1514	枝幸町	H18.3.20	10	1470	2730	0.9	1.0	合併時に統一(枝幸町の例による)	1						
北海道	1515	歌登町																
北海道	1582	鶴川町	1586	むかわ町	H18.3.27	8	1680	3822	0.9	1.0	当面の間現行通りとし、合併後3年を目標に統一							
北海道	1583	穂別町				5	840	3202	0.9	1.0		1	1					
北海道	1579	早来町	1585	安平町	H18.3.27	8	1600	3754	0.9	1.0	旧早来町は公共下水道未供用							
北海道	1580	追分町																
北海道	1572	虻田町	1584	洞爺湖町	H18.3.27	8	1207	3160	1.1	1.0	現行のとおり新町に引き継ぎ、健全経営の観点から適正な料金を検討し、合併後3年以内に新料金を設定。(合併協議会HP)							
北海道	1573	洞爺村				8	1260	3150	1.1	1.0		1	1					
北海道	1221	名寄市	1221	名寄市	H18.3.27	5	693	3993	1.6	1.0	当面の間現行通りとし、合併後5年を目標に統一。							
北海道	1467	風連町				8	1041	2856	1.2	1.0		1	1					
北海道	1210	岩見沢市	1210	岩見沢市	H18.3.27	7	1012	3319	1.6	1.3	料金統合の時期は、上下水道料金管理システム等の関係上、合併後3年のH21年度を目標とする。(合併協議会HP)							
北海道	1421	北村				8	1176	2940	1.0	1.0		1	1					
北海道	1422	栗沢町				9	1285	2847	1.0	1.0								
北海道	1605	静内町	1610	新ひだか町	H18.3.31	10	1365	2940	1.2	1.0	現行どおり新町に引き継ぎ、合併後、用途区分を含め統一する方向で調整する。(合併協議会HP)							
北海道	1606	三石町				8	1359	3400	1.0	1.0		1	1					
北海道	1541	東藻琴村	1564	大空町	H18.3.31	8	1280	3200	1.0	1.0	合併後5年を目標に使用料の総合的な見直しを行う。(合併協議会HP)							
北海道	1542	女満別町				8	1512	3780	1.0	1.0		1	1					